

(2) 多子世帯・要保護世帯（ひとり親世帯等）に対する

保育料の軽減について

国の制度改正により、平成 28 年 4 月から、多子世帯・要保護世帯（ひとり親世帯等）の保育料が軽減されることとなりました。

これを受けて「笠間市保育料に関する条例」を一部改正し、軽減の対象となる保護者に保育料変更の通知を送付しました。

1. 多子世帯軽減拡充の概要

| | |
|-----|--|
| 改正前 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定 小学校 3 年生までに兄弟がいる場合、小学校 3 年生以下の年長の子から順に数え、第 2 子半額、第 3 子以降無償。 ・ 2号・3号認定 教育・保育施設等を利用している兄弟がいる場合、利用している年長の子から順に数え、第 2 子半額、第 3 子以降無償。 |
| 改正後 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定 小学校 3 年生までに兄弟がいる場合、小学校 3 年生以下の年長の子から順に数え、第 2 子半額、第 3 子以降無償。 <u>ただし、第 2 階層・第 3 階層の児童は、年齢制限を撤廃し第 2 子半額、第 3 子以降無償となります。</u> ・ 2号・3号認定 教育・保育施設等を利用している兄弟がいる場合、利用している年長の子から順に数え、第 2 子半額、第 3 子以降無償。 <u>ただし、第 2 階層・第 3 階層・第 4 階層の一部（所得割 57,700 円未満）の児童は、年齢制限を撤廃し第 2 子半額、第 3 子以降無償となります。</u> |

2. ひとり親世帯等軽減拡充の概要

| | |
|-----|---|
| 改正前 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定 第 2 階層は無償、第 3 階層は 1,000 円減額。 ・ 2号・3号認定 第 2 階層は無償、第 3 階層は 1,000 円減額。 |
| 改正後 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定 第 2 階層は無償、<u>第 3 階層の児童で第 1 子の場合、1,000 円減額後半額、第 2 子以降は無償となります。</u> ・ 2号・3号認定 第 2 階層は無償、<u>第 3 階層の児童で第 1 子の場合、1,000 円減額後半額、第 4 階層の一部（所得割 77,101 円未満）の場合半額。第 2 子以降はすべて無償となります。</u> |

3. 改正による負担状況の変化（平成 28 年 5 月 1 日現在）

- ・ 改正による保護者負担減：9,840 千円
- ・ 改正による笠間市負担増：2,460 千円（国 1/2 県 1/4 市 1/4）